



横浜スポーツマンクラブ テニスクラブ 利用約款

第1条(約款の適用)

横浜スポーツマンクラブ テニスクラブ(以下、「当クラブ」という)の施設を利用される方は、会員・ビジター問わず、クラブの会則、規定等による他、本約款の定めに従ってご利用いただきます。

第2条(休場日・閉開場時間)

当クラブの休場日と閉開場時間は別に定めるところによります。ただし、天災、天候または当クラブの都合等やむを得ない事情により臨時に休場したり又は閉開場時間を変更したりすることがあります。

第3条(施設利用契約の成立、利用料の支払い)

- 当クラブの施設を利用する方は、当日フロントにおいて、所定の用紙に署名して下さい。この署名により、当クラブと署名者の間に施設利用契約が成立したものといたします。
- 署名によって取得いたします個人情報の利用目的は以下の通りです。
 - 施設利用料金請求手続きのため
 - ご来場中の連絡のため
 - 将来、税務・諸監督当局の照会に備えるため
 - 来場記録としてクラブ運営に必要な資料作成のため
- 施設を利用される場合は所定の利用料を定められた方法によってお支払い願います。

第4条(施設利用の拒絶)

当クラブは次の各号に該当する方は、施設の利用をお断りいたします。

- 暴力団対策法による指定暴力団、その他これに類する暴力団構成員または関係者(これに準ずると認めたものを含む)
- 暴力的言動、賭博、その他公序良俗に反する行為をするおそれがあると思われる方
- ビジターについては会員の同伴がないとき
- 施設利用方法等において他の利用者にご迷惑がかけると当クラブが判断した方
- 品位を保つに足らない服装、状態にて来場された方
- 泥酔された方、または、その言動に近い方
- 刺青をされた方(タトゥー、シールおよびペイント等を含む)

第5条(施設利用継続の拒絶)

下記の各号に該当する方は、施設の利用をお断りいたします。当クラブから利用継続の拒絶を受けた方は、ご利用途中でであっても直ちに利用を中止し、速やかに当クラブから退去していただきます。この場合でも所定の利用料金等の返還はいたしません。

- 施設の利用開始後に第4条および第10条に該当することが判明した方
- その他施設利用を継続されることが好ましくないと当クラブが判断した方

第6条(携帯品、自動車等の保管責任)

- 施設内での盗難もしくは紛失・破損等の事故に関しては当クラブでは一切の責任を負いません。
- 当クラブによって場所が提供されている駐車場における自動車内等での盗難、紛失事故や自動車の盗難、損傷等の事故については当クラブでは一切の責任を負いません。また、自動車は所定の場所に正しく駐車して下さい。

第7条(危険防止とエチケット・マナーの遵守)

当クラブ利用においては、大変危険な事故等を伴う場合がございますので、施設内では常に安全を確認してください。なお、スタッフのアドバイス如何に拘らず全て自己の責任でご利用いただきます。また、施設内では、他人に迷惑をかけたり不快感を与えないようエチケット・マナーを守ってください。

第8条(人身事故)

万一、人身事故が起きた場合は、直ちにご利用を中止し、当クラブに連絡してください。

第9条(施設内への持ち込み禁止)

当施設内へ次のものを持ち込むことをお断りいたします。

- 銃砲刀剣類
- 動物ペット類
- 悪臭を放つもの
- 発火、爆発等の危険性があるもの
- 騒音を発するもの
- 他人に迷惑、危険を及ぼすまたは不快感を与える恐れのあるもの

第10条(施設内での禁止行為)

当施設内で次の行為はお断りいたします。

- 賭博、その他風紀を乱す行為
- 物品販売、宣伝広告および勧誘等の行為
- 利用者以外の立ち入り(特に許可する場合を除く)
- 他人に迷惑を及ぼすまたは不快感を与える行為

第11条(火気使用の禁止)

施設内に置いて無許可での火気使用は厳禁といたします。また、喫煙は施設内の所定の場所のみで認められます。なお、いかなる場所においても、歩行喫煙は厳禁とします。たばこの吸殻、マッチの燃え殻は必ず消化を確認してから灰皿にお入れください。

第12条(違背の場合の責任)

利用者が、本約款に違背して、第三者に傷害等の事故を発生させた場合、または自分が傷害等の被害を受けた場合は、当クラブは一切の損害賠償等の責任を負いません。

第13条(施設に損害を与えた場合の賠償)

利用者の故意または過失により、当クラブに損害を与えた場合は、その損害額を賠償していただきます。

第14条(ビジターの責務の保証)

会員の同伴したビジターが当クラブに対して負担する施設利用に伴う一切の責務およびそのビジターが当クラブに与えた損害金の支払い責務については、会員はビジターの履行につき、ビジターと連帯して保証していただきます。

第15条(ビジターへの周知徹底の依頼)

会員は本約款の内容をあらかじめ同伴ビジターに対して周知徹底するようにご協力願います。

第16条(本約款の変更)

本約款は変更する場合があります。その他規約、会則および本約款に定めのない事項は、信義、誠実の原則に従って解決されるものとします。

(付 則) 本約款は、平成19年5月16日から施行するものとします。